

ケアホーム小郡デイサービスセンター運営規程

(指定通所介護・指定通所介護相当サービス)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団山岸内科が開設するケアホーム小郡デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）が行う通所介護事業及び通所介護相当サービス（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下、「従業者」という。）が、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう適切な通所介護及び通所介護相当サービス（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施にあたっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる世話又は支援を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施にあたっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアホーム小郡デイサービスセンター
- (2) 所在地 山口県山口市小郡新町二丁目10番地21号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、通所介護計画、通所介護相当サービス計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- (3) 介護職員 4人以上
介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- (4) 看護職員 1人以上
看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。（12月31日から1月3日までを除く。）
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前8時50分から午後4時00分までとする。

(指定通所介護・指定通所介護相当サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護・指定通所介護相当サービスの利用定員は30人とする。

(指定通所介護・指定通所介護相当サービスの内容)

第7条 指定通所介護・指定通所介護相当サービスの内容は次の通りとする。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

衣類着脱の介護、身体清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

(例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料等)

第8条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は山口市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 第8条の通常の事業の実施地域以外からの利用者に対して送迎を行う場合は、片道おおむね10km未満で100円、片道おおむね10km以上で200円を実費。地域を超えた地点から路程km当たり30円を実費として徴収する。

3 食費は1日当たり640円頂きます。(おやつ代を除く)その他、日常生活費(おむつ使用費用)、任意の参加によるレクリエーション及びクラブ活動費(生け花、書道などの材料費)も実費として徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。

6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、山口市、宇部市、美祢市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

(1) 事業所の施設・設備・敷地をその本来の用途に従って利用する。

(2) 事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により損失(滅失)・破損・汚染等した場合には、自己負担又は相当の代価を支払うものとする。

(3) 利用者の心身の状態等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設・設備の利用方法等を決定するものとする。

- (4) 事業所内での喫煙を禁止する。
- (5) サービス従業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教、政治、営利活動等をしない。
- (6) 危険物を持ち込まない。
- (7) 火災・緊急時には、職員の指示に従い迅速に避難する。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 緊急時等における対応方法は次の通りとする。

- (1) 指定通所介護・指定通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 利用者に対する指定通所介護・指定通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は市町村該当者の家族、該当利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- (3) 利用者に対する指定通所介護・指定通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情に対する対応方針)

第12条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業者は、非常災害時に山口市消防署及び山口市高齢者福祉課へ速やかに通報できる体制を確保する。
- 3 事業者は、非常災害時に利用者及び地区住民のために、最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画(BCP)の策定に関する事項)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第17条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第18条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であつた者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団山岸内科と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する

この規程は、平成31年1月1日から施行する

この規程は、令和元年6月1日から施行する

この規程は、令和元年10月1日から施行する

この規程は、令和2年1月1日から施行する

この規程は、令和3年4月1日から施行する

この規程は、令和5年4月1日から施行する

この規程は、令和5年5月1日から施行する

この規定は、令和6年4月1日から施行する